

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

1 雇用保険法改正～短時間労働者の適用拡大、保険料見直し～



施行日：2028年4月1日



法案 成立済 施行済



雇用保険法 他

雇用保険法等の一部を改正する法律（以下、改正法）が2024年5月10日に可決、5月17日に公布された。この改正法で複数の法律が改正されるが、このうち、企業経営や人事実務に特に影響を及ぼしうるものとして、「雇用保険の適用拡大」がある。現在、雇用保険の加入対象は週所定労働時間が20時間以上の労働者となっているが、2028年4月1日以降は10時間以上の労働者となり、適用範囲が拡大される。これに伴い、2028年4月に10時間以上20時間未満の社員について雇用保険被保険者資格取得届を提出することが必要になるほか、雇用保険料（一般事業の場合、2024年は個人負担0.6%、会社負担0.95%）の納付が必要になる。仮に資格取得手続きが漏れた場合、最長2年の遡及申請が可能であるものの、雇用保険料の労働者負担分の徴収方法について、対象労働者と個別に調整をする必要がある（遡及分を勝手に給与控除することは違法）。

なお、雇用保険の適用拡大の他に人件費負担への影響がある改正内容として、育児休業給付の保険料率の改定が挙げられる。2025年4月1日以降、収支状況に応じて雇用保険料率を0.4%に据え置くことができる弾力性を残しつつ、原則的な保険料率を0.4%から0.5%に引き上げる内容となっている。

【雇用保険法改正案】 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai_hosyo/dai17/siryou4.pdf

【雇用保険法施行規則改正案】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001265720.pdf>

2 アナログ簡易無線の使用期限が到来



期限：2024年11月30日



法案 成立済 施行済



電波法

アナログ簡易無線局（アナログ方式の周波数を使用する350MHz及び400MHz帯の簡易無線局）の使用期限が2024年11月30日までとなっている。2024年12月1日以降、同周波数帯のアナログ電波を使用する機器（一部のトランシーバー、インカム等）が使用できなくなる。

仮に2024年12月以降にこれらの無線を引き続き使用した場合、電波法違反となり、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられる恐れがある。また、この違反により重要な無線通信（電気通信や放送・電気・鉄道などインフラに関わるもの）を妨害した場合は、5年以下の懲役または250万円以下の罰金が科せられる。処罰は行為者のほか、法人も対象となる。

【簡易無線局のデジタル化について】 <https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/relate/dcr/>

【アナログ簡易無線局の使用期限（お知らせ）】 <https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/relate/dcr.pdf>

【簡易無線局 概要一覧表】 https://www.soumu.go.jp/main_content/000772741.pdf

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、jinjic@attax.co.jp まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。